

### ◆ホームページのリニューアルについて

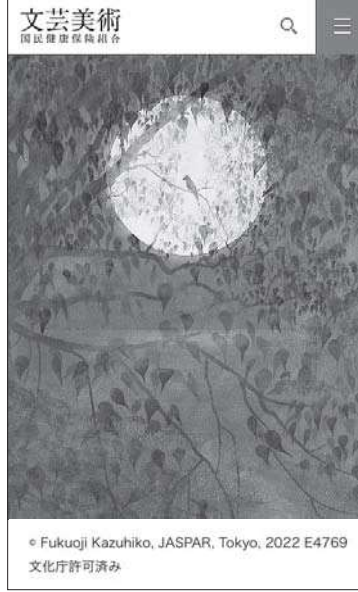
令和5年3月28日に文芸美術国民健康保険組合のホームページをリニューアルいたしました。

リニューアルに伴い、サイトのURLが変更になりましたので、「ブックマーク」や「お気に入り」等に登録されている場合は、新しいURLへ変更をお願いいたします。

ダウンロード可能な届出・申請書が増え、掲載内容も充実しております。

今後につきましては、ホームページを通して最新情報を発信いたします。引き続き利便性の高いサイトを目指して、拡張・改善をはかってまいります。

新URL：<https://www.bunbi.com/>



# 文芸美術 国民健康保険

第160号

発行 文芸美術国民健康保険組合  
〒101-0048 東京都千代田区神田司町2の7の2  
ミレーネ神田PREXX4階  
電話 03(6811)7293番(代)  
FAX 03(6811)7294番  
ホームページアドレス <https://www.bunbi.com/>

## 令和5年度事業計画

(令和5年3月2日組合会承認)

後期高齢者の急激な増加とともに、少子化も急速に進む中、高齢者の人口比率は今後もますます増加が見込まれています。全世代型社会保障構築会議では、超高齢社会に備えるべく負担の公平性やさまざまな少子化対策が検討されており、今後も国保組合のみならず医療保険制度全体を取り巻く厳しい状況が見込まれています。

令和5年度事業計画は、新たな制度改正や医療費の動向に注視しつつ、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して策定しました。

- ① 被保険者数は、毎月、後期高齢者医療制度への移行による減少がありますが、組合員(世帯)の加入増などで、増加傾向を見込んでいます。
- ② 医療費は、若年者層の加入増はあるものの、医療の高額化傾向や新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、一人当たり222,278円、総額で約29・9億円を計上しましたが、対前年度比約4・0億円増となっています。

### 主な内容

- 令和5年度事業計画・予算
- 令和4年度事業報告・決算
- お知らせ・連絡事項

③ 後期高齢者支援金は、国から示された納付額約12・4億円を計上しましたが、対前年度比約1・7億円増となっています。

④ 前期高齢者納付金は、若年者層の加入増に伴い、前期高齢者(65〜74歳)加入割合の減少により、対前年度比約2・2億円増の約8・6億円を計上しました。

⑤ 介護納付金につきましては、対前年度比2,600万円増の約7・1億円を国に納めることになりました。

新型コロナウイルス感染症による影響や、医療の高額化傾向により、令和4年度においては、予算を大きく超える医療費の負担に備え、積立金を取り崩さざるを得ませんでした。これらの影響による、医療費の増加や各種拠出金の増加に対する国の対策は遅れており、残念ながら保険料の改定によらざるを得ない状況です。

令和5年度は、組合創立70周年を迎えます。急速に進む少子高齢・人口減少社会にあたり、今後も厳しい状況が見込まれますが、ホームページやシステム改修による事務効率化を図り、加入者を増やす取り組みを積極的に進めるなど、役員一同、安定運営に努めてまいります。

事業内容（内は前年度予算

1. 理事会及び組合会開催  
 理事会：必要の都度随時  
 委員会：必要の都度随時  
 組合会：2回（通常1回・臨時1回）
2. 被保険者数  
 組合員：12,650人（11,775人）  
 家族：6,250人（6,194人）  
 合計：18,900人（17,969人）  
 介護保険該当者  
 （40～64歳・第2号被保険者）  
 ……9,737人（9,211人）  
 合計の再掲
3. 保険料  
 次のとおりとします。  
 (1) 医療保険分  
 組合員：月額19,600円  
 家族：月額9,600円（6,900円）  
 (2) 後期高齢者支援金分  
 組合員：月額5,200円（4,700円）  
 家族：月額5,200円（4,700円）  
 (3) 介護保険分  
 第2号被保険者：月額5,700円  
 （5,200円）  
 (4) 特例組合員分  
 組合員：月額1,000円（1,000円）  
 ※未就学児1人につき、未就学児世帯支援金 年額12,000円を支援
4. 補助金  
 (1) 国庫支出金  
 事務費負担金

令和5年度文芸美術国民健康保険組合収入支出予算書

収入 (単位：千円)				支出 (単位：千円)						
科目	本年度	前年度	比較	科目	本年度	前年度	比較			
保険料	5,539,777	4,415,099	1,124,678	組合会費	3,181	2,785	396			
国庫支出金	事務費負担金	12,975	12,975	0	総務費	279,804	251,348	28,456		
	現年度分	12,975	12,975	0	保険給付費	療養給付費	療養給付費	2,992,832	2,588,382	404,450
	過年度分	1	1	0			療養費	41,900	38,826	3,074
	療養給付費等補助金	759,287	657,421	101,866			審査支払手数料	19,415	17,732	1,683
	現年度分	1	1	0		高額療養費	高額療養費	256,265	221,883	34,382
	過年度分	1	1	0			高額介護合算療養費	1	1	0
	後期高齢者支援金等補助金	221,838	192,012	29,826		移送費	1	1	0	
	病床転換支援金補助金	1	1	0		出産育児一時金	出産育児一時金	78,000	62,580	15,420
	介護納付金補助金	126,840	122,176	4,664			支払手数料	33	32	1
	一時金等補助金	20,514	15,645	4,869		葬祭諸費	2,700	2,540	160	
	高額医療費共同事業拠出金補助金	9,520	8,033	1,487		小計	3,391,147	2,931,977	459,170	
	特定健康診査等補助金	4,157	5,375	-1,218	後期高齢者支援金等	1,242,442	1,075,984	166,458		
	災害臨時特例補助金 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	2	2	0	前期高齢者納付金等	862,741	643,326	219,415		
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1	1	0	介護納付金	710,351	684,604	25,747			
小計	1,155,137	1,013,643	141,494	共同事業拠出金等	136,036	141,227	-5,191			
前期高齢者交付金	2	2	0	保健事業費	特定健康診査等事業費	35,318	33,156	2,162		
都支出金	53,512	53,140	372		保健事業費	65,512	59,026	6,486		
共同事業交付金	122,359	140,932	-18,573	その他の支出	70,595	3,005	67,590			
繰入金	2	2	0	予備費	162,769	146,082	16,687			
繰越金	68,647	342,484	-273,837	支出合計	6,959,896	5,972,520	987,376			
その他の収入	20,460	7,218	13,242							
収入合計	6,959,896	5,972,520	987,376							

4年度当初交付申請額を計上  
療養給付費補助金

補助対象給付費の18・0%を計上

後期高齢者支援金等補助金

支援金の18・0%を計上

介護納付金補助金

介護納付金の18・0%を計上

特別調整補助金

3年度交付額×0.5

未就学児世帯補助費

未就学児世帯補助費12,975千円を計上

出産育児一時金等補助金

出産育児一時金、高額医療費共同事業

分を計上

特定健康診査等補助金

国の定めた助成金額の1/3を計上

(2) 都費補助金

4年度当初交付決定額(63,499千円)

の8割+特定健診等の都内在住者分

5. 保険給付

5年度の医療費(療養給付費)は、4年度

1人当り実績推計217,344円を元に、

222,278円を計上しました。

(1) 療養の給付

A. 給付の内容  
国民健康保険法に定められた給付を行

います。

B. 一部負担金の割合

組合員・家族共3割、未就学児は2割。

前期高齢者のうち70歳以上は、所得に応

じて2割または3割。

C. 高額療養費

一部負担金限度額(不定)を超えた分

を支給します。

(2) その他の給付

A. 出産育児一時金

488,000円(408,000円)

但し、産科医療補償制度加入の分娩機

関については、12,000円を増額

して支給。

B. 葬祭費

組合員 組合加入後満5年未満

70,000円(70,000円)

同 満5年以上

90,000円(90,000円)

同 満10年以上

110,000円(110,000円)

家族

70,000円(70,000円)

6. 後期高齢者支援金

後期高齢者の医療費の負担金

医療費支援金は、1,242,376千円

事務費拠出金は、66千円

7. 前期高齢者納付金

前期高齢者(65歳~74歳)の医療費の負

担金

医療費納付金は、862,686千円

事務費拠出金は、55千円

8. 介護保険納付金

40歳から64歳までの被保険者を対象に、

介護保険の給付に係る費用を負担。

介護保険納付金は、710,351千円

9. 保健事業

(1) 健康管理と疾病予防対策として次の

ことを実施します。

A. 健康診断費用の助成

① 総合精密健康診断(人間ドック)

1年以上加入している被保険者を対象  
(年1回)

組合補助額1件につき

23,000円以内(23,000円)

組合員

23,000円以内(23,000円)

家族

18,000円以内(18,000円)

受診時に満50歳の組合員(節目ドック)

34,000円以内(34,000円)

なお、東京都在住の被保険者について

は、4,000円を上限に増額して助

成。また、受診時に年度末時点で40歳

以上の被保険者については、特定健診

項目が含まれている場合、10,000

円を上限に増額して助成。

② 特例組合員の健康診断

(組合補助額1件につき(年1回)

12,000円以内(12,000円)

B. 特定健康診査・特定保健指導の実施

① 特定健康診査

40~74歳の被保険者全員を対象

(年1回)

組合負担額1件につき

15,000円以内(15,000円)

② 特定保健指導

特定健診の結果、特定保健指導が必要

な方を対象(年1回)

組合負担額1件につき

動機付け支援

28,000円以内(28,000円)

積極的支援

39,000円以内(39,000円)

(2) 被保険者に医療費の通知、後発医薬

品差額通知及び健康情報の発信を行い、

被保険者教育の積極的実施をはかる。  
 10. 趣旨普及  
 事業内容の周知徹底をはかるため組合報を  
 発行し、また、ホームページを公開する。

**組合規約の一部改正について**

組合規約の一部を次のとおり改正する。

第十六条の二を加える。

(未就学児世帯支援金)

第十六条の二

基準日(毎年11月30日時点)において未  
 就学児(6歳に達する日以降の最初の3  
 月31日以前である被保険者)が属する組  
 合員の世帯については、当該年度の12月  
 以降に賦課する保険料に充てるものとし  
 て、未就学児世帯支援金を交付する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和五年二月一日から施  
 行し、令和四年四月一日から適用する。

**◇出産育児一時金について**

(出産育児一時金)

第十一条第一項中「四〇八、〇〇〇円」  
 を「四八八、〇〇〇円」に改める。

**◇保険料の賦課額について**

(保険料の賦課額)

第十六条一号中、イの金額「一六、四〇  
 〇円」を「一九、六〇〇円」に、ロの金  
 額「四、七〇〇円」を「五、二〇〇円」に、  
 ハの金額「五、二〇〇円」を「五、七〇〇  
 円」に、同三号中、イの金額「六、九〇  
 〇円」を「九、六〇〇円」に、ロの金額「四、

七〇〇円」を「五、二〇〇円」に、ハの  
 金額「五、二〇〇円」を「五、七〇〇円」  
 に改める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和五年四月一日から施  
 行する。

(経過措置)

2 施行日前に出産した被保険者に係る出  
 産育児一時金の額については、なお従前  
 の例による。

3 この規約による改正後の規約第十六条  
 の規定は、令和五年度以後の保険料につ  
 いて適用し、令和四年度以前の保険料に  
 ついては、なお従前の例による。

**◆接骨院・整骨院(柔道整復師)で保険証を  
 使用する場合の正しいかかり方**

保険が使える場合	保険が使えない場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○骨折や脱臼の応急手当            ※緊急時(応急手当)以外は医師の同意書が必要。</li> <li>○捻挫</li> <li>○打撲</li> <li>○挫傷(肉離れなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×日常生活の疲労による肩こりや腰痛</li> <li>×年齢による五十肩など</li> <li>×スポーツによる筋肉疲労</li> <li>×病気(神経痛、関節炎、リウマチ、ヘルニアなど)による痛み</li> <li>×慢性病(脳疾患後遺症など)</li> </ul>

○外傷性が明らかでない負傷や、仕事や通  
 勤中の負傷(労災保険対象)の場合は健康  
 保険の対象外です。負傷の原因は正確に伝  
 えましょう。

○病院等で治療を受けている負傷について、  
 接骨院・整骨院の施術は健康保険の対象外  
 となります。

○長期間施術を受けても痛みが続く場合に  
 は、病気などの内科的要因も考えられます

ので、医師の診察を受けましょう。

**◆交通事故などに遭われた場合は必ずご連絡  
 をお願いします**

他人の行為(交通事故など)によるケガや  
 病気などで病院等を受診する場合は、その治  
 療費は加害者が本来負担すべきものです。

保険証を使用して治療を受ける場合は必ず  
 組合へご連絡をお願いいたします。

※組合が一時立て替えをして、加害者に対し  
 請求をいたします。

**第三者行為に該当する場合**

- ・自動車、自転車等の事故
- ・喧嘩や傷害事件による負傷
- ・他人のペットによる噛傷
- ・飲食店での食中毒
- など

**◆高額療養費について**

高額療養費は、病院等の窓口で支払った額  
 を、月ごと、病院ごとに計算し、自己負担限  
 度額を超えた場合、その超えた額が支給され  
 る制度です。

高額療養費に該当する場合、診療月から3  
 ヶ月後に組合より申請書をお送りいたし  
 ます。申請期限は、診療を受けた月の翌月1  
 日から2年間です。

また、70歳以上の方の外来療養費について、  
 1年間(前年8月1日から当年7月31日)の  
 自己負担額の合計が144,000円を超え  
 た場合、その超えた額が支給されます。

対象は、基準日(当年7月31日)時点の所  
 得区分が、一般または非課税世帯です。

該当する場合には、組合より申請書をお送  
 りいたします。申請期限は、当年8月1日か  
 ら2年間です。



## ◆高額介護合算療養費制度

当組合に加入している方全員が、1年間(前年8月1日～当年7月31日)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。申請についての詳細は、組合ホームページをご覧ください。なお、申請期限は、当年8月1日から2年間です。

## ◆限度額適用認定について

入院等により医療費が高額になる場合、窓口での医療費の負担が自己負担限度額まで抑えられます。

適用区分判定に必要な所得情報は、マイナンバーによる情報連携により確認させていただきます。確認が取れなかった場合、組合より確定申告書(写)・所得証明書等の提出をご依頼いたしますので、ご協力をお願いいたします。

証書の発行をご希望の場合は、組合ホームページをご確認のうえ、ご申請ください。

## ◆マイナンバーについて

## 《組合へのお届けについて》

法令により組合へのお届け・ご申請には、マイナンバーの記入が義務付けられていますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、各添付書類(住民票等)の省略については、引き続き検討してまいります。

## 《利用目的について》

番号法第19条第8号において定められた医療保険者や行政機関の情報連携を利用目的とします。利用目的の詳細については、組合ホームページをご覧ください。

◎マイナンバー制度について詳しいご案内は、デジタル庁ホームページ(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>)をご覧ください。

◎マイナンバー制度についてのお問合せは国が開設している、マイナンバー総合フリーダイヤル(Tel 0120・95・0178 平日9時30分～20時00分 土日祝9時30分～17時30分 年末年始を除く)までお願いいたします。

## ◆オンライン資格確認について

オンライン資格確認は、病院等を受診する際に、保険証もしくはマイナンバーカードを利用して、最新の被保険者の資格情報を確認できる制度です。高額な医療にかかった際(高額療養費等)、病院への証書の提示が不要となったり、特定健診情報の閲覧ができるなど、利便性が向上します。

マイナンバーカードを保険証として利用するには初期登録が必要です。

制度などの詳細については、厚生労働省ホームページ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html))、もしくはマイナンバー総合フリーダイヤル(Tel 0120・95・0178)へお問い合わせください。

※保険証とマイナンバーカードの紐づけを行った方で、マイナンバー上でご自身の資格情報が確認できない場合は、国のシステムと当組合との情報連携に不備があり、登録・修正作業が必要になることがあります。お手数ですが、当組合までご連絡ください。また、オンライン資格確認は、国のシステムを利用して行う制度です。当組合

で対応できないこともありますので、予めご承知おきください。

## ◆医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について

健康維持のために健康診断等の一定の取組を行った方が、対象医薬品を年間12,000円以上購入した場合、確定申告の際に所得控除を受けることができます。

対象医薬品である、かぜ薬やアレルギー用薬等は、薬局やドラッグストア等で購入できるため、病院を受診する時間を省くことができ、ご負担が抑えられる可能性があります。

詳しくは、国税庁のホームページでご確認ください。  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm>)

## ◆ジェネリック医薬品を使ってみませんか?

ジェネリック医薬品とは、先に開発された医薬品(新薬)と同一の有効成分を使った、品質・効き目・安全性が同等な薬です。

新薬よりも低価格な薬で、長期服用の薬ほど費用が軽減されます。

ジェネリック医薬品をご希望の場合は、医師・薬剤師へご相談ください。また、保険証やお薬手帳に貼る「ジェネリック医薬品希望シール」もご活用ください。

## ◆お薬手帳はお持ちですか?

服用する薬が増えると、副作用の発生、飲み間違いや残薬の発生につながります。

処方されている薬がわかるように、お薬手帳は1冊にまとめ、活用しましょう。

施設名・電話番号	所在地	日帰り料金	備考
新赤坂クリニック 03(5770)1250	青山・銀座・横浜	45,100円 婦人科含む	1泊2日(婦人科含む):59,400円
メディカルスキャンニング 03(5778)2905	渋谷・用賀・溜池山王・東京・銀座・浜松町・池袋・日暮里・お茶の水・中野・新宿・たまプラーザ・立川・横浜・センター南・溝の口・第二溝の口・大宮・大阪	36,300円	脳ドック専門 記載のある19院のみ割引対象

## ◆都内

施設名・電話番号	所在地	日帰り料金	備考
PL東京健康管理センター 03(3469)1163	渋谷区神山町17-8	55,000円	人間ドック+脳ドック:99,000円 脳ドック:44,000円
明治安田新宿健診センター 0570(03)5489	渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル12階	48,400円	男性:火・木 女性:月・水・金 MRI+MRA 27,500円 MRI+MRA+頸MRA 31,900円
楠樹記念クリニック 03(3344)6666	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル3階	43,780円	1泊2日:71,500円 脳ドック:47,300円 MRI+MRA:33,000円加算 脳専門コース:49,500円
金内メディカルクリニック 03(3365)5521	新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエアビル2階	45,100円	1泊2日(婦人科含む):68,200円 脳ドック:44,000円 MRI+MRA:38,500円加算 MRI/MRA:19,800円加算
河北健診クリニック 03(5377)2511	杉並区高円寺南4-27-12 三井住友銀行高円寺ビル	45,100円	1泊2日(婦人科含む):67,100円 脳ドック:62,700円 MRI+MRA:25,300円加算
城西病院予防医学本部健診センター 03(3390)6910	杉並区上荻2-42-11 城西病院6階	41,800円 婦人科含む	
銀座富士クリニック 03(3542)8371	中央区銀座4-11-2 丸正ビル2階	45,100円	1泊2日:67,100円
内幸町診療所 03(3501)5567	千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー7階	47,300円	1泊2日:71,500円
有楽町電気ビルクリニック 03(3213)0099	千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館10階	44,000円	
九段クリニック 03(3222)0094	千代田区九段北1-9-5	44,000円	
こころとからだの元気プラザ 03(5210)6622	千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング1階・2階	49,500円	MRI+MRA:38,500円加算
杏雲堂病院 03(3292)0551	千代田区神田駿河台1-8	48,000円	
東京クリニック 03(3516)7187	千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階・地下1階・地下2階	44,000円	脳ドック:3,000円 その他PETなどのオプション有
サン虎の門クリニック 03(3988)1862	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル7階	46,200円 婦人科含む	1泊2日(婦人科含む) シングルルーム:70,400円 ツイン(2人共有)ルーム:66,000円
メディカルスクエア赤坂 03(3585)0365	港区赤坂2-17-17	44,000円	1泊2日:68,095円

## ◆都内以外

施設名・電話番号	所在地	日帰り料金	備考
明日佳札幌健診センター 011(531)2226	北海道札幌市中央区南10条西1-1-30 ホテルライフオート札幌5階	39,600円	
北海道循環器病院予防医学センター 011(552)3375	北海道札幌市中央区 南27条西13-1-30	42,460円	1泊2日:62,260円
大宮シテッククリニック 0570(039)489	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル30階	44,000円	1泊2日:78,100円
セントマーガレット病院 047(485)1986	千葉県八千代市上高野450	39,600円	1泊2日:67,100円
コンフォート横浜健診センター 045(313)8080	神奈川県横浜市西区平沼2-8-25	38,500円	
エルズメディケア名古屋 052(737)6500	愛知県名古屋市中区栄2-1-1 日土地名古屋ビル3階	41,800円 婦人科含む	女性のみ
京都予防医学センター 075(811)9131	京都市京都市中京区 西ノ京左馬寮町28	42,900円	
大阪警察病院付属人間ドッククリニック 06(6775)3131	大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町15-15 上六メディカルビル	44,000円	1泊2日(婦人科含む):67,100円 脳ドック:56,760円

# 健康診断を受けましょう

組合では、特定健康診査・人間ドックを受診した場合、検査費用の一部を補助しています。組合員及びご家族の方の健康管理・維持にお役立てください。

特定健康診査について	
補助支給対象等	組合負担上限額
<b>【基本的な検査項目】</b> ・質問票（服薬歴、喫煙歴等） ・身体測定（身長、体重、BMI、腹囲） ・血圧測定 ・理学的検査（身体診察） ・尿検査（尿糖、尿蛋白） ・血液検査（脂質検査、血糖検査、肝機能検査）	[組合員、家族] 左記項目計 10,000 円以内
<b>【詳細な検査項目】</b> *医師が必要と判断した場合のみ ・心電図検査 ・眼底検査 ・貧血検査 ・血清クレアチニン検査	[組合員、家族] ・心電図検査 2,000 円以内 ・眼底検査 2,000 円以内 ・貧血検査 500 円以内 ・血清クレアチニン検査 500 円以内

\*特定健康診査は年度内1回の補助となります。特定健康診査項目を含む人間ドックを受診し、組合から特定健康診査分の補助を受けている場合、特定健康診査受診券をご使用いただけません。

◆組合ホームページの特定健康診査契約機関一覧にて受診可能な病院等をご確認のうえ、ご予約ください。

年度末時点で40歳以上75歳未満の方が特定健康診査の対象となります。

ご受診当日は保険証と特定健康診査受診券を病院等の窓口までお持ちください。

有効期限は2023年12月31日までです。紛失や届いていない等ございましたら組合までお問い合わせください。

人間ドックについて		
対象となる検査種類	補助額	補助支給対象等
・人間ドック （胃部レントゲンまたは胃カメラを含む総合精密健康診断）	[組合員] 受診時50歳 34,000円以内 その他 23,000円以内	*加入後1年以上経過後の受診より補助の対象となります。 *各ドック合わせて年度内1回に限りです。 *東京都内在住の方は、4,000円まで増額します。 *年度末時点で40歳以上75歳未満の方が、特定健康診査の検査項目を含めて受診し、検査結果のコピーを提出した場合は、10,000円まで増額します。
・脳ドック（脳MRI・MRAを含むもの）	[家族] 18,000円以内	
・PET検査		
・特例健診（受診時に75歳以上の組合員）	12,000円以内	*年度内1回

\*お住まいの市区町村などで健診補助を受けている場合は、補助の対象外となることがあります。

◆組合指定の申請用紙に必要事項をご記入のうえ、人間ドックを受診した病院等の証明を受け、組合宛に郵送でご申請ください。

申請用紙は、組合ホームページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合は、組合にご請求ください。

毎月15日までに申請いただきますと、その月末に指定口座へ所定の補助金をお振込みいたします。

◆日本では2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっています。

がんの早期発見・早期治療のために、特定健康診査と各種がん検診がいっしょに受けられる人間ドックを年に1度ご受診いただくことをおすすめします。

また、健診の結果、「要再検査」や「要精密検査」等の異常値があった場合は、必ず病院等を受診しましょう。

◆次の施設は人間ドックの割引契約をしています。当組合の保険証をお持ちの方は割引料金で受診できます。

直接お電話で、必ず「文芸美術国民健康保険組合の加入者」である旨を伝えてご予約ください。

なお、人間ドック割引契約施設以外のどちらの病院等で人間ドックを受診した場合でも、補助の対象です。

## 人間ドック割引契約施設等一覧表（料金は税込表示です。）

◆全国

施設名・電話番号	所在地	日帰り料金	備考
IMS Me-Life クリニック (旧ロイヤルクリニック)	池袋・板橋・新宿・渋谷・八重洲・東京・千葉・仙台	44,000円	電話番号は病院によって異なります HPにてご確認ください
医療法人社団友好会 03(3280)5877	目黒・秋葉原(2院)	41,800円	秋葉原メディカルクリニックアネックスのみ婦人科健診オプションの実施なし
関西労働保健協会	梅田・千里	49,500円	1泊2日：68,200円 電話番号は病院によって異なります HPにてご確認ください
京都工場保健会	京都・山科・宇治・神戸・姫路	41,800円	1泊2日(婦人科含む)：92,400円 電話番号は病院によって異なります HPにてご確認ください
近畿健康管理センター	東京日本橋・新大阪・難波・名古屋・彦根・神戸・栗東・三重・四日市	41,965円	電話番号は病院によって異なります HPにてご確認ください

# 令和4年度事業報告 および収入支出決算

去る7月4日開催の第90回臨時組合会にて令和4年度の事業報告、収支決算、決算剰余金処分について審議が行われ、別掲のとおり可決承認されましたので報告いたします。

支出において、新型コロナウイルス感染症の影響により医療費は当初予算に比べ約2億円増となり、積立金の取崩や予備費等に対応し、結果として当初予算から約6700万円増となりました。

一方、収入では、前年度繰越金や積立金繰入金、医療費増額分に対応した補助金の増で、当初予算額を約4・2億円上回る収入額となりました。

結果として、前年度繰越金を除く単年度では約6千万円の赤字決算ですが、累積では、約3・5億円の剰余金となりました。

この剰余金については、必要な積立を行い、それ以外の全額を令和5年度に繰越しました。

## 事業報告（内は前年度）

1. 被保険者等の状況（別表1）
2. 保険料の状況（別表2）
3. 医療費の状況（別表3）
4. 保健事業の状況

◇健康診断の助成

特定健康診査

2,438件（2,273件）

特定保健指導

動機付け支援 6件（2件）  
積極的支援 4件（1件）  
人間ドック

組合員 1,396件（1,355件）  
家族 284件（266件）

節目ドック（満50歳組合員のみ）  
46件（38件）

特別健診

特例組合員 4件（4件）

◇医療費の通知・健康情報の発信ほか

診療報酬明細書に基づき、受診された全世帯に通知 2回（2回）

健康情報書を組合員（特例組合員を除く）に送付 2回（2回）

後発医薬品差額通知を該当者に送付 2回（2回）

## 5. 理事会及び組合会の状況

理事会

開催数：8回（7回）

主要審議事項

・組合規約の一部改正について

・令和3年度10月分以降保険料未納による組合員資格の処遇について

・財務規程の一部改正について

・仮議長選出について

・組合会議長、副議長選任について

・令和3年度事業報告・収入支出決算・決算剰余金処分について

・役員選任について

・育児・介護休業法改正に伴う関連する諸規程の一部改正及び労使協定の締結について

・職員の採用について

・第89回臨時組合会開催について

・役員互選について  
・団体の加盟について  
・職員の採用について  
・保険料減免特例規程の制定および減免総額について

・令和4年度4月分以降保険料未納による組合員資格の処遇について

・組合規約の一部改正について

・未就学児世帯支援金規程の制定について

・令和4年度収入支出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項について

・組合規約の一部改正について

・令和5年度事業計画について

・令和5年度収入支出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項について

・令和5年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

・法定積立金の積立計画について

・第71回通常組合会について

組合会

開催数：2回（3回）

主要審議事項

・組合会議長、副議長選任について

・令和3年度事業報告・収入支出決算・決算剰余金処分について

・役員選任について

・令和4年度収入支出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項について

・組合規約の一部改正について

・令和5年度事業計画について



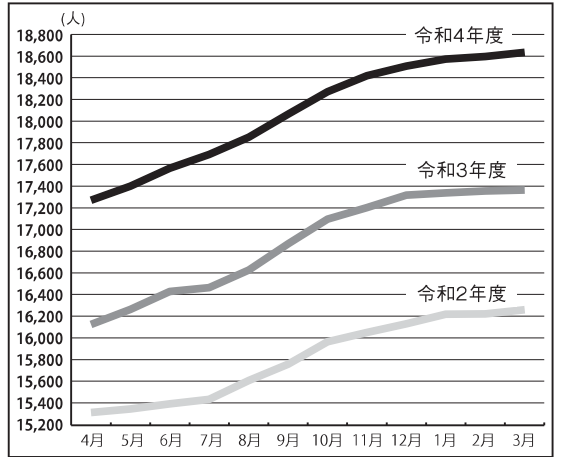
別表 1. 被保険者等の状況

	組合員数	家族数	合計	69歳以下(再掲)	70～74歳(再掲)	被保険者数(再掲)	特例組合員数(再掲)
令和3年度末	11,401人	6,113人	17,514人	16,582人	785人	17,367人	147人
内 加入者	1,913人	1,152人	3,065人	-	-	-	-
脱退者	878人	923人	1,801人	-	-	-	-
令和4年度末	12,436人	6,342人	18,778人	17,979人	656人	18,635人	143人
差引増減	1,035人	229人	1,264人	1,397人	-129人	1,268人	-4人

別表 2. 保険料の状況

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
保 険 料	組 合 員	21,100円	21,100円	19,900円
	家 族	11,600円	11,600円	10,600円
	介護(40～64歳)	5,200円	5,200円	4,300円
	特例組合員	1,000円	1,000円	1,000円
年間調定額	4,419,263,350円	4,074,580,713円	3,471,208,066円	
年間収納額	4,419,080,160円	4,076,587,963円	3,468,932,483円	
収納割合	99.84%	99.84%	99.82%	
1世帯当りの年間調定額	368,733円	370,720円	315,823円	
1人当りの年間調定額	242,643円	239,442円	200,985円	

被保険者数の推移



別表 3. 医療費の状況

69歳以下	件数	総医療費	一人当たり総医療費	給付割合(概算)	一人当たり組合負担額	平均人数
令和2年度	178,516件	2,544,387,287円	169,682円	70.53%	119,684円	14,995人
令和3年度	209,612件	3,024,646,468円	188,276円	70.42%	132,593円	16,065人
令和4年度	242,651件	3,531,993,031円	203,479円	70.54%	143,532円	17,358人
70～74歳	件数	総医療費	一人当たり総医療費	給付割合(概算)	一人当たり組合負担額	平均人数
令和2年度	19,306件	468,889,091円	573,916円	75.23%	431,755円	817人
令和3年度	20,434件	499,856,427円	618,634円	75.72%	468,442円	808人
令和4年度	18,941件	436,633,467円	612,389円	76.27%	467,076円	713人

## 財産目録

令和5年3月31日現在

区分	金額又は価格 (単位:円)	
積立金	特別積立金 (国保法施行令19条)	447,402,580
	給付費等支払準備金 (国保法施行令20条)	65,533,134
	退職積立金	34,207,016
	小計	547,142,730
その他	事務室敷金	17,597,200
	器具及び機械	3,267,829
	小計	20,865,029
合計	568,007,759	

令和5年度収入支出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項について

・令和5年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画について

6. 事務局(令和5年3月31日現在)

非常勤常務理事 1名

専任職員 14名

非常勤職員 2名

7. 令和4年度収入支出決算(別表4)

8. 決算剰余金の処分

令和4年度の決算剰余金354,231,174円については、必要な積立金として特別積立金に15,000,000円、給付費等支払準備金に121,000,000円を積み立て、残りの218,231,174円を令和5年度に繰越しました。

別表4. 令和4年度収入支出決算

収入 (単位：円)			支出 (単位：円)		
科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額
1. 保険料	4,415,099,000	4,426,521,960	1. 組合会費	3,004,000	2,453,765
2. 国庫支出金	1,013,643,000	1,203,900,053	2. 総務費	265,980,000	258,381,832
3. 前期高齢者交付金	2,000	0	3. 保険給付費	3,151,693,000	3,135,117,862
4. 都支出金	53,140,000	65,219,139	4. 後期高齢者支援金等	1,071,464,000	1,071,463,409
5. 共同事業交付金	140,932,000	165,002,000	5. 前期高齢者納付金等	634,548,000	634,547,156
6. 財産収入	43,000	33,727	6. 介護納付金	684,604,000	684,603,029
7. 寄付金	1,000	0	7. 共同事業拠出金等	141,227,000	140,994,000
8. 繰入金	100,001,000	100,000,000	8. 保健事業費	81,703,000	76,552,500
9. 繰越金	416,797,000	416,797,715	9. 積立金	3,000	0
10. 諸収入	7,174,000	16,086,896	10. 諸支出金	35,219,000	35,216,763
			11. 予備費	77,387,000	0
収入合計	6,146,832,000	6,393,561,490	支出合計	6,146,832,000	6,039,330,316

令和5年度 保険料の口座振替日

振替日	振替日		該当振替回数
	月	日	
10月	令和5年10月26日	木	2・4・6・12
11月	令和5年11月27日	月	12
12月	令和5年12月26日	火	3・6・12
1月	令和6年1月26日	金	4・12
2月	令和6年2月26日	月	6・12
3月	令和6年3月26日	火	12

◆令和4年度収入支出予算の補正及び重要財産の処分について(令和5年3月2日組合会にて承認)  
 予算を大幅に上回る医療費の支払等に対応するため、重要財産である給付費等支払準備金より1億円を取り崩すなど、収入支出総額にそれぞれ174,313千円を増額補正いたしました。  
 それにより、総額はそれぞれ6,146,832千円となりましたので報告いたします。

◆保険料は納期内に納めましょう  
 保険料の口座振替日は、左記の通りです。振替日の前日までに残高のご確認をお願いいたします。

現在99%以上の方が口座振替をご利用されており、納め忘れがなく、組合が手続きを行い手数料も負担いたします。口座振替の手続きがお済みでない方は組合にお申し出ください。

◆法人事業所にするときはお届けを  
 既にご案内のとおり、株式・有限会社等の法人事業所の事業主・従業員の方は、協会けんぽ・厚生年金に加入することが義務付けられています。  
 法人として設立登記をする際は、必ずご連絡ください。また、事業所の解散、社会保険の全喪の手続きをされた方もご連絡ください。その他、法人事業所についてご不明な点は、組合にご相談ください。

◆組合会議員交代のお知らせ  
 この度、組合会議員の辞任に伴う補欠選挙の結果、次の方々が選出されました。(敬称略)  
 任期は令和7年3月31日までです。

日本文芸家協会 佐川 光晴  
 日本児童出版美術家連盟 開地 徹  
 日本パッケージデザイン協会 福井 政弘  
 東京イラストレーターズ・ソサエティ 小池 博征  
 日本インテリアコーディネーター協会 荒井 尚子

◆組合員資格確認調査のお礼  
 厚生労働省からの通知に基づき実施している組合員資格の確認調査にご協力いただきありがとうございます。  
 引き続き、職業等の確認ができない方々につきましましては、ご協力をお願いします。

◆組合事務所の業務時間と休業日  
 業務時間 午前9時15分～午後5時15分  
 休憩時間 正午～午後1時  
 休業日 土曜・日曜・祝日

## 各種届出・申請の方法

住民票の内容に変更があった場合や、他の健康保険とのお切り替えの際は、14日以内に必ずお届けください。  
 ※当組合は住民票上の世帯単位の保険となり、お勤め先の健康保険や75歳以上の方が対象の健康保険に加入している方等を除き、世帯全員の加入が義務付けられています。市区町村の国民健康保険に加入している方がいる場合は、当組合までお問い合わせください。  
 また、ご申請いただくことにより、給付金の支給を受けられる制度がございます。  
 詳しくは組合ホームページをご確認のうえ、ご申請ください。

申請の種類	提出する書類
組合へ新規加入するとき ※1	①加入申込書 ②加盟団体証明書：加盟団体の証明があるもの ③所得税の確定申告書控えの写し：第一表、第二表、所得の内訳書 ④作品例 ⑤住民票（3ヵ月以内に発行された世帯全員という証明のあるもの） ⑥預金口座振替依頼書 ※詳細については、「加入の手引き」に記載
家族が追加加入するとき ※1	①資格取得届 ②住民票（3ヵ月以内に発行された世帯全員という証明のあるもの） ③職場の健康保険をやめた場合は、健康保険の資格喪失証明書の写し
全員が脱退するとき	①脱退届 ②保険証 ③職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証の写し
家族が脱退するとき	①資格喪失届 ②保険証 ③職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証の写し ④住民票上別世帯となった場合には、別世帯となった日付が記載されている住民票（除票もしくは世帯全員という証明のあるもの）
死亡したとき	①脱退届又は資格喪失届 ②葬祭費支給申請書（特例組合員は対象外です） ③保険証 ④死亡を証明する書類の写し ⑤葬祭を執行した証明の写し（会葬礼状等）
住所又は氏名が変わったとき	①住所変更届又は氏名変更届 ②保険証 ③変更後の住民票（3ヵ月以内に発行された世帯全員という証明のあるもの）
所属団体が変わったとき	①所属団体変更届（新団体の承認印が必要）
所属団体を退会したとき	①脱退届 ②保険証
保険証を紛失又は汚損したとき	①被保険者証再発行願
修学のため他に居住するとき	①遠隔地修学開始届 ②在学証明書もしくは学生証の写し
修学を終えたとき	①遠隔地修学廃止届 組合員と住民票上別世帯である場合は、②資格喪失届 ③保険証
出産したとき ※2	①出産育児一時金支給申請書 ②出産を証明する書類 ③医療機関等から交付される直接支払制度合意文書の写し ④医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書の写し
保険証不携帯で医療費を10割負担したとき	①療養費支給申請書 ②診療報酬明細書（レセプト）の原本 ※診療明細書ではございません ③領収書の原本
補装具を作成したとき	①療養費支給申請書 ②医師の意見書（証明書）の原本 ③領収書の原本
前の保険証で病院等を受診したとき	①療養費支給申請書 ②診療報酬明細書（レセプト） ③領収書の原本 ※②③については、当組合加入前の保険者よりお取り寄せください
第三者行為によるケガ等の治療で病院等を受診するとき	①第三者行為による傷病届 ②同意書 ③事故発生状況報告書 ④交通事故証明書（交通事故の場合）

14  
日  
以  
内

下線のある届出・申請用紙は組合ホームページ（<https://www.bunbi.com/>）よりダウンロードできます。

※1 70～74歳の方が加入する場合には、自己負担割合を決定するため所得証明を添付していただきます。

※2 出産育児一時金の直接支払制度をご希望の場合は、病院等を通して組合に申請していただくこととなります。



## 文芸美術国民健康保険組合 ご加入の皆様へ

\ 2023年9月1日より /

## IMS Me-Life クリニック全8施設にてご受診いただけます！

## IMS Me-Life クリニック 新宿

男女別  
フロア

2023年11月に、移転・リニューアルオープン致します。お一人おひとりが快適なお時間を過ごせる環境を整え、より高度な医療をご提供できるようになります。

TEL : 03-3375-3371 / web 予約はこちら→



## IMS Me-Life クリニック 池袋

VIPフロア  
完備

男女別フロア。  
女性フロアの一部を改装し、パウダールームを新設しました。さらに、予約の取りづらい内視鏡検査枠を増やしました。

TEL : 03-3989-1112 / web 予約はこちら→



## IMS Me-Life クリニック 渋谷

男女別  
フロア

2023年度より、健診枠・胃カメラ予約枠を増やしたため、スムーズにご受診いただけます。デザイナーによる洗練された内装で皆さまをお迎えいたします。

TEL : 03-3770-3100 / web 予約はこちら→



## 料金

## ◆人間ドック◆

¥51,700(税込)



¥44,000(税込)

## ◆脳ドック(池袋のみ)◆

¥37,400(税込)

## 契約施設

IMS Me-Life クリニック

池袋 / 新宿 / 渋谷 / 八重洲 / 東京 / 板橋 / 千葉 / 仙台

ホームページはこちらから▶

<https://imgroup.jp/yobou/overview>